

(仮称) 滋賀県内水面漁業振興計画 (素案) について

I. 経過

- ・平成26年6月27日に「内水面漁業の振興に関する法律」が成立。
- ・法第9条に基づき、同年10月25日「内水面漁業の振興に関する基本方針」を国が策定。
- ・水産基本法に基づく水産基本計画が平成29年4月28日改定されたことに伴い同年7月25日に基本方針が一部変更。

II. 県計画

- ・法第10条において都道府県は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して都道府県計画を定めるよう努めることと規定。
- ・この法律でいう内水面漁業は琵琶湖を含め、河川、湖沼、養殖池での「漁業」と「養殖業」を含む。
※内容については基本的に農業・水産業基本計画および琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合性を図った。

III. 現状と課題

- ・琵琶湖漁業の漁獲量は昭和30年頃の1万トンから平成27年には979トンに大きく減少
- ・県内の河川漁場の遊漁者数はこの20年間で年変動があるものの大きく減少。
- ・水産資源の回復や漁場環境の再生を図り、本県漁業を振興することが必要。

IV. スケジュール

| | |
|----------|--|
| 平成29年10月 | 常任委員会へ基本的事項説明 |
| 10～11月 | 原文作成、庁内調整、関係団体の意見聴取 |
| 11月 | 常任委員会へ計画素案提示 |
| 11～12月 | 河川管理者との協議(法第10条の2) 庁内関係課および各市町へ意見照会 |
| 12月 | 常任委員会へパブリックコメント案提示 |
| 平成30年1月 | パブリックコメント |
| 3月 | 常任委員会へパブリックコメント等結果報告および 計画案提示 |
| 3月末 | 計画策定公表 |

「（仮称）滋賀県内水面漁業振興計画（素案）」の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県の漁業は琵琶湖漁業、河川漁業、養殖業に大別でき、湖魚を水産資源として供給することや自然と親しむ機会を提供する多面的機能を有し、豊かで潤いのある県民生活の形成に大きく寄与している。
- 琵琶湖および河川では水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる食害により水産資源は大きく減少し、漁業者の減少や高齢化により湖魚の供給の機能や遊漁等の多面的機能が発揮されにくい状況にある。
- 全国的にも同傾向であり、内水面漁業の振興を図るため「内水面漁業の振興に関する法律」が制定された。
- 本計画は同法の趣旨に沿って本県漁業の課題に対応し、これらの振興を推進するために定める。

2 計画期間 平成30年度から平成32年度までの3年間

II 現状と課題

- 1 琵琶湖漁業 2 河川漁業 3 養殖業 4 外来魚・カワウの繁殖
5 水産資源に係る疾病の発生

III 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の回復に関する事項

(1) 水産資源の増殖の推進

- 琵琶湖での水産重要種の種苗生産放流等の増殖の推進
- 河川等でのアユ、マスの種苗放流等の増殖の推進

(2) 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

- 外来魚対策 内水面全域における徹底的な防除
- カワウ対策 個体数管理、広域的な対策

(3) 水産資源に係る伝染性疾病の予防

- アユ冷水病等魚病の防疫対策

(4) 養殖の推進

- 琵琶湖産アユの需要の拡大
- 養殖ピワマスの消費拡大
- 淡水真珠、その他の養殖の推進

2 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

- 琵琶湖の水質汚濁防止、産卵繁殖場等漁場環境の保全・再生
- 河川、その他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持

(2) 森林の整備および保全

- 水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- 多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

- 漁業所得の向上、漁協運営の健全性の向上

(2) 多面的機能の発揮に資する取り組みの支援

- 漁業者と地域住民の連携による活動等

(3) 人材の育成および確保

- 新規就業希望者への研修等の支援
- 河川漁業の組合員の経営能力向上

(4) 商品開発への取組等への支援

- 水産物の情報発信、商品開発等

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

- 琵琶湖漁業の理解と関心の増進
- 河川漁業の理解と関心の増進

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 協議会

- 水産資源の回復、漁場環境の再生について協議会の設置

5 平成32年度の目標とする指標

(仮称) 滋賀県内水面漁業振興計画 (素案)

I はじめに

1 計画策定の趣旨

滋賀県は県土の中央に琵琶湖を有し、県土に降った雨のほとんどが県内の河川を通じ琵琶湖に注いでいる。この豊かな淡水域である琵琶湖と河川を漁場として本県の漁業は発展してきた。本県の漁業は琵琶湖漁業、河川漁業、養殖業に大別できる。琵琶湖漁業は琵琶湖に生息する固有種を含む魚介類を水産資源として供給し、河川漁業は魚類の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供する等の多面的機能を有し、養殖業は琵琶湖産アユやビワマス、淡水真珠といった本県特有の魚貝類を対象として営まれ、豊かで潤いのある県民生活の形成に大きく寄与している。

しかし、琵琶湖および河川では水産生物の生息環境の悪化、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害により水産資源は大きく減少している。さらに、漁業従事者の減少やその高齢化も進行し、水産物としての湖魚の供給の機能や遊漁等の多面的機能が発揮されにくい状況にある。

全国の内水面漁業においても水産資源の減少や漁業従事者の減少が進行し、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給機能や多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面漁業の振興を図るため、平成 26 年 6 月 20 日に「内水面漁業の振興に関する法律」(平成 26 年法律第 103 号)が制定された。同法は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものである。

同法では内水面を「漁業法の適用上海面として扱われている琵琶湖、浜名湖等を含め、河川、湖沼、私有水面における養殖池等陸に囲まれる全ての水面」と定義されている。本計画は同法の趣旨に沿って本県の琵琶湖漁業、河川漁業および養殖業の様々な課題に対応し、これらの振興を推進するために定めるものである。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とする。

II 現状と課題

1 琵琶湖漁業

(1) 沿革

琵琶湖は滋賀県の面積のおよそ6分の1を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。現在、琵琶湖に生息する魚介類は110種、そのうち45種は琵琶湖固有種である。

琵琶湖には変化に富んだ環境が備わっており、沿岸域には岩礁・砂浜・砂泥底や水草地帯などが分布し、また北湖には深いところで水深100mにも及ぶ沖帯が広がっている。これらの複雑な環境が、異なる生活環境を好むさまざまな生物に生息の場を与えている。

琵琶湖ではその豊かな恵みを生かし、多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。しかし、漁場環境の悪化や外来魚、カワウによる食害などさまざまな問題によって、漁業を支える在来魚介類の多くが減少し、琵琶湖漁業は極めて厳しい状況となっている。

(2) 漁獲量

琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃には10,000トン前後あったが、その後大きく減少し、近年は1,500トンを下回る状況が続くなか、平成27年では外来魚を除くと979トンとなっている。

漁獲量の内訳は、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）の漁獲量が最も多く476トンで、全体の49%を占めている。

(3) 漁場環境の悪化

琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもあった水辺のヨシ群落（水ヨシ帯）や内湖の多くが失われた。とりわけ「魚のゆりかご」といえる南湖は水草の大量繁茂など、環境の悪化が著しく、漁場生産力が著しく低下している。また、近年は下水道の普及などにより水質が改善傾向にある一方、漁獲量が回復せず、漁網の汚れなども問題となっており、植物プランクトンの種組成の変化や琵琶湖の生産力の低下が懸念されている。

かつての豊かな琵琶湖漁業を回復するためには、減少してしまった在来魚介類を増やし、漁場を再生させることが急務となっている。

(4) 漁業者・漁業協同組合

平成 25 年の漁業就業者数は 687 人で、昭和 50 年代以降、大きく減少している（漁業センサス）。年齢構成は、65 歳以上の割合が増加し全体の 6 割近くを占めており、高齢化が進行している。

組合員の減少と高齢化が進む漁業協同組合の経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず県内水産業全般にわたる課題となっている。

(5) 流通

長引く漁獲量の減少により、市場流通が矮小化していることや、食生活の多様化、安価な輸入魚介類の流通等により、湖産魚介類の消費・流通は極めて限定的なものとなっている。そのため、湖産魚介類のブランド化や消費者のニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓による消費拡大が重要となっている。

2 河川漁業

(1) 沿革

滋賀県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。

県内の 18 の河川（およびその支流）と余呉湖において合計 22 の第五種共同漁業権漁場が設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合がアユやアマゴ、イワナ、ワカサギなどの種苗放流を行い、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。

(2) 漁場環境の悪化

かつての河川整備では効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっており、砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの生育の場が減少した。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。

一方、ニホンジカの増加や多発する傾向にある局地的な大雨などによる森林の荒廃により降雨後の濁水が長期化するといった漁場としての環境が悪化している。

また、河川漁協組合員の高齢化により漁場の整備・清掃の人員が不足してい

る。

(3) 遊漁者数の推移

県内漁場を訪れる遊漁者は昭和 52 年の 11 万人をピークに減少しており、平成 25 年には 4 万人を下回り、漁協経営が厳しい状況となっている。遊漁の内訳をみると、アユとワカサギの遊漁者が多く、次いでアマゴ、イワナの溪流魚釣り、コイ・フナ釣りとなっている。アユの遊漁不振などにより遊漁者数は減少するとともに、高齢化も進んでいる。

3 養殖業

(1) 魚類養殖業

滋賀県では、アユやマス類などを中心とした養殖が行われている。なかでもアユは、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、活発に行われ、養殖用や河川放流用の種苗として広く全国に供給されている。

かつて河川放流用種苗として、全国シェアの 70%以上を誇っていた琵琶湖産アユ種苗は、平成に入ってからアユ冷水病発生が契機となり、また各自治体等における人工種苗生産の増加も相まって、全国市場に占める割合は平成 27 年度で約 20%（全国内水面漁連調べ）にまで大きく落ち込んでいる。

琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成 24 年に全雌三倍体種苗が実用化され、県内の業者がビワサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでいる。

(2) 真珠養殖業

本県の淡水真珠養殖は昭和 40 年代半ばには 6,000kg を超える生産量を誇り、昭和 55 年には生産額が 40 億円を超え、ビワパールとして輸出もされていたが、昭和 60 年以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退した。

近年、生産量に若干の回復の兆しがみられるが、漁場の環境改善や生産体制の整備ならびに真珠の施術に熟練した技術者の育成が重要な課題となっている。

4 外来魚・カワウの繁殖

琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの駆除対策により減少してきたが、気象条件の影響等による駆除量の低下などにより平成 25 年を境に増加に転じている。

また、県内のダム湖や湖沼でもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。

さらに、近年、瀬田川や琵琶湖でチャネルキャットフィッシュが確認されており注意が必要である。

カワウについては、これまでの竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより、県内での生息数は減少傾向にあるが、近年、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが出るなど生息域が分散化する傾向にあり、これらの対策が必要となっている。

5 水産資源に係る疾病の発生

アユの疾病について、県内では平成3年に冷水病の発生が、平成20年にはエドワジエラ・イクタルリ感染症が確認されている。

冷水病は、琵琶湖ではアユの種苗価格の低迷や需要の減少など、琵琶湖漁業の基幹を成すアユ苗流通の不振を招き、漁家経営を圧迫している。

河川では放流アユや天然遡上アユでの発生により、遊漁者の減少を招き、河川漁業経営に大きな打撃を与えてきた。

現在は冷水病対策(薬剤や加温処理)の普及、指導、放流種苗の保菌検査により冷水病の発生は沈静化するとともに、エドワジエラ・イクタルリ感染症では治療薬が承認を受けたが、これら疾病による被害を防ぐための更なる対策が求められている。

平成16年にはコイヘルペスウイルス病(KHV)が発生し、琵琶湖や周辺水域で10万尾を超える野生コイがへい死した。その後、既発生水域での大量へい死は起こっていないが、コイの漁場では新たな放流は控えられている。

Ⅲ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1. 水産資源の回復に関する事項

(1) 水産資源の増殖の推進

ア 琵琶湖

- ・琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を推進する。
- ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、その資源が大きく変動しているため、その原因解明に取り組むとともに、資源が安定的に確保されるよう、アユ産卵人工河川を活用した効果的な種苗生産放流を実施する。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど種苗生産拠点の機能の拡充や強化を推進する。

- ・赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。
- ・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業展開を推進する。
- ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタシジミ、ホンモロコ、アユなどの水産重要種に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。

イ 河川、その他湖沼

- ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する必要があり、漁業協同組合が河川漁業の振興を図る目的で実施している種苗放流の取組を促進する。
- ・マス類については、放流後の生残が高く、定着の向上を目指す効果的な放流手法の開発を推進するとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の自然再生産による増殖を推進する。
- ・在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川振興に有効な利用を促進する。
- ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場において良質な種苗の生産確保に努める。

(2) 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

ア 外来魚対策

- ・オオクチバスやブルーギルは、琵琶湖のみならず河川や余呉湖等を含めた内水面全域における生態系や漁業への被害を防止するため、徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- ・今後被害が懸念されるチャンネルキャットフィッシュやコクチバスなど外来生物の生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。

イ カワウ対策

- ・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行う。
- ・近年は各種対策により生息数は減少傾向にあるものの、内陸部に小規模なコロニー・ねぐらが増加しているため、総合的な管理体制を整備して、新たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、飛来地での追い払い対策とともに、更に生息数を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する。

(3) 水産資源に係る伝染性疾病の予防

- ・アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症による漁業被害を低減するため、河川放流用アユ種苗の保菌検査を推進する。
- ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。
- ・防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努めるとともに、疾病が発生した場合は正確な魚病診断に基づいた的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。
- ・コイヘルペスウイルス病については、既発生水域の天然水域から本病の拡大防止を図るため、引き続き防疫体制の維持に努める。

(4) 養殖の推進

ア アユ

- ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖アユでは鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と普及を図る。

イ ビワマス

- ・高成長系養殖ビワマスの系統保存を図るとともに、より品質の高い養殖魚を生産するための飼育技術等の研究・開発を行い、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。
- ・ビワサーモン振興協議会が実施する養殖ビワマスのPRや品質の高度化の取組を促進する。

ウ 淡水真珠

- ・平成28年6月に制定された真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。

エ その他

- ・消費者ニーズに対応し、本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するための養殖技術の研究・開発を行い、ビワマスに次ぐ県特産養殖魚の開発普及を推進する。
- ・安全で安心な養殖魚の供給のため、水産用医薬品の適正使用の指導に努める。

2. 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

ア 琵琶湖

- ・持続的な汚水処理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、環境に配慮した農業の普及により良好な水質を保つことに努める。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。
- ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。
- ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、造成・再生・維持管理を推進する。
- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、内湖本来の機能の保全および再生を推進する。
- ・琵琶湖の生態系や水産資源を回復させ、湖底底質の保全および改善や腐敗による水質悪化の防止を図るため、大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において水草除去対策を推進する。
- ・琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。
- ・水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。
- ・在来魚が琵琶湖から水田までのつながりを復元し、水田を行き来し産卵・繁殖する「魚のゆりかご水田」など「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する。

イ 河川、その他湖沼

- ・水質汚濁防止法等に基づき水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。
- ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。
- ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。
- ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。

- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。(再掲)
- ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。

(2) 森林の整備および保全

- ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- ・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。

3. 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

- ・漁業所得の向上を目指し、漁獲量の増大や販路拡大などの具体的な取組を定める「浜の活力再生プラン」および「浜の活力再生広域プラン」の策定および着実な実行を支援する。
- ・漁協運営の健全性を向上させるため、漁協経営に関する法令順守および漁協会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に漁協役職員等を対象とした研修会を開催する。
- ・組合員数の減少や経営状況等の各漁協の実情を踏まえ、必要に応じて関係者の合意のもとに合併について指導、助言を行う。
- ・琵琶湖漁業においては、琵琶湖固有種を活用した琵琶湖産魚介類のブランド化や消費拡大、流通促進対策に漁業関係者とともに取り組む。
- ・河川漁業においては、河川の魅力発信や釣り教室の開催、遊漁者との協働による魅力ある漁場づくりや情報発信など遊漁者を増加させ、遊漁収入を増やすための取組を促進する。

(2) 多面的機能の発揮に資する取組への支援

- ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

(3) 人材の育成および確保

- ・琵琶湖漁業においては国や関係団体が開催する漁業就業希望者を対象とする就業相談会への県漁連等の参加を促進する。
- ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導等に取り組む。
- ・河川漁業の組合員の漁業活動に必要な経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。

(4) 商品開発への取組等への支援

- ・県のホームページや SNS などを効果的に活用して、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信するとともに、東京における県の情報発信拠点である「ここ滋賀」を効果的に活用して、本県水産物の県内外への PR を推進する。
- ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、流通促進につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。
- ・本県水産物を観光資源として活用するための商工・観光事業者等との連携による、国内はもとより海外からの観光客や消費者への PR の展開を促進する。

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

ア 琵琶湖

体験型の環境学習の推進、環境教育の振興、広報・啓発の実施を通じて、県民の琵琶湖漁業に対する理解と関心の増進に努める。

イ 河川

ホームページや SNS 等により釣り場情報を発信するとともに、河川漁協が行う初心者を対象とした釣り教室や放流体験活動の開催などの取組を促進する。

4. その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 協議会

- ・漁協より内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申出があった場合、必要に応じて協議会を設置する。

5. 平成 32 年度の目標とする指標

滋賀県農業・水産業基本計画における平成 32 年度の目標とする指標

| 指標 | 現状(H26) | 目標(H32) |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 新規漁業就業者数 | 4 人 (H22～H26の5年間の累計) | 10 人 (H28～H32の5年間の累計) |
| 琵琶湖の漁獲量 (外来魚を除く) | 871トン (H25) | 1,600トン |
| 外来魚生息量 | 916トン (H25) | 600トン |
| カワウ生息数 | 8,429 羽 | 4,000 羽 |
| コイ科魚類の産卵期に おける水ヨシ帯面積 | 72.7ha | 80.1ha |
| 県内の河川漁場を 訪れる遊漁者数 | 37,099 人 (H25) | 47,000 人 |